

海上保安能力強化計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和5年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム社会主義共和国
(2) 案件名	海上保安能力強化計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを 含む	ベトナム海上警察（VCG）が運用する巡視船6隻を整備することにより、ベトナムの領海等における海難救助や海上法執行等、VCGが海上保安活動を適切に実施するための能力向上を図り、もって同国のガバナンス強化に寄与するものである。 案件の内容 ・巡視船6隻の建造 ・コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：平成29年6月6日 イ 供与限度額：384.82億円 ウ 金利：0.1%（コンサルティング・サービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：日本タイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初、VCGの所管する海域では海難事故の発生リスクが高く、違法操業、密輸出入事件、海賊案件も発生しており、海上犯罪への取締りが課題となっていた。また、巡視活動に適した船舶の数が不足しており、外洋の巡回業務や事故発生時の捜索救難活動等に必要な体制を整備できていない状況にあった。 現在においても海難事故や海上犯罪の発生リスクは継続しており、VCGの巡回業務や捜索救難活動のための体制整備は喫緊の課題であることから、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 本事業については、2017年6月に交換公文締結後、ベトナム政府の公的債務抑制方針により事業費見直しが行われ、借款契約の交渉を開始するまでに時間を要した。2020年7月の借款契約締結後も実施機関の調達手続に時間を要したが、現在コンサルティング・サービス契約が締結される段階まで進展し、本体（建造）パッケージも入札準備が進むなど事業は進捗している。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれる。そのため、調達手続が順調に進むよう、実施機関を丁寧フォローし、本事業を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・政策評価法に基づく事前評価書 ・国際協力機構の案件検索 ・国際協力機構の事業事前評価表 ・その他国際協力機構から提出された資料